

重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	株式会社 空のはね
事業者の所在地	東京都千代田区神田錦町 2-5-16 名古屋ビル新館 8 階
事業者の電話番号・FAX	03-6417-9735
代表者氏名	代表取締役 田中 章生
定款の目的に定めた事業	認可保育所

2 施設の概要

名称	うみのくに保育園とつか			電話番号 FAX	045-410-6690	
種別	認可保育所			施設長氏名	林 絵理香	
所在地	戸塚区川上町 464-15			開設年月日	2015 年 4 月	
利用定員 (最大定員)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人 (9人)	8人 (9人)	10人 (12人)	12人 (12人)	12人 (12人)	12人 (12人)
取扱う保育事業	月極保育、延長保育、一時保育、休日保育、特別支援 障害児保育・子育て支援事業					
事業所番号	1410051019636					

3 施設・設備の概要 ※別添可

名称		うみのくに保育園とつか					
敷地面積		3500.44 m ²					
園舎	構造	RC 造 6 階建ての 2 階					
	延床面積	267.86 m ²					
施設設備の数 と面積	乳児室	2 室	71.53 m ²	調乳室	1 室	3.41 m ²	
	保育室	1 室	108.68 m ²	幼児用トイレ	9 個	12.53 m ²	
	調理室	1 室	13.81 m ²	医務室兼事務室	1 室	7.05 m ²	
設備の種類		エレベーター、エアコン、					
屋外遊戯場（代替公園）		82.67 m ² (前田町第三公園)					

4 保育・教育を提供する日

開所日	海の日と 12/29～ 1/3 以外	休所日	海の日 12/29～1/3
-----	-----------------------	-----	------------------

5 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

	月曜～土曜日	日曜日・祝日
基本開所時間	7:30-18:30	7:30-18:30
朝延長時間	7:00～7:29	日祝日は上記 11 時間のみの 開所します。
夜間延長時間	18:31-21:30	

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

	月曜～土曜日	日曜日・祝日
保育標準時間(11 時間)	7:30-18:30	7:30-18:30
朝延長時間(別料金)	7:00-7:29	日祝日は上記 11 時間のみの開所のため 延長保育はありません
夜間延長時間(別料金)	18:31-21:30	

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

	月曜～土曜日	日曜日・祝日
保育標準時間(8 時間)	8:30-16:30	8:30-16:30
朝延長時間(別料金)	7:00-8:29	7:30-8:29
夜間延長時間(別料金)	16:31-21:30	16:31-18:30

6 施設の目的、運営方針

家庭的で温もりある「寄り添う保育」を行います。 スタッフは保護者ひとりひとりの子育てに寄り添いサポートします。 ひとり一人の発達の個人差や、それぞれが感じる気持ちに寄り添った保育をします。
--

7 職員体制

施設長	保育士	調理員(栄養士)	看護師
1 名	常勤 9 名	常勤 1 名	常勤 1 名

※職員体制は、児童数の増減に応じて配置いたします。上記の表に掲げる職員以外にも、看護師や事務員を必要に応じて配置いたします。

8 利用料金

利 用 料 （ 利 用 者 負 担 ）	保護者が居住する市町村が定める利用料			
延 長 保 育 料	1 分超 15 分毎 40 円			
夕 食 提 供	390 円/日			
食事提供費（給食費）	0～2歳児：保育料に含む 3歳児以上：6,000 円/月(副食費 4,500 円/主食費 1,500 円)			
オ プ シ ョ ン 料 金	ライブカメラ利用料 1,000 円/月 その他保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。			
※ライブカメラサービスについて 当園では、保護者の皆様がいつでも園でのお子さまの様子を確認出来るように全部屋にカメラを設置しライブカメラサービスを実施しております。（有料サービス）この取組みは保護者様へのサービスの目的以外にも、事故の防止、保育の質向上にも役立てております。 運用ルールにおきましては入園時にご提示する同意書をご参照ください。 ※おむつサブスクリプションサービスの導入について 当園では、園児の衛生管理の向上および保護者負担の軽減を目的として、紙おむつ等のサブスクリプションサービスを導入しております。 希望者は園で必要なおむつを一括して提供・管理いたします。				
※休日保育料金		6 時間未満	6 時間以上	延長時間
通常世帯	0-2 歳	420 円/h	3,300 円	420 円/h
	3-5 歳	230 円/h	1,800 円	230 円/h
減免世帯	0-2 歳	全額免除		
	3-5 歳			
		給食		
		ランチ・おやつ 400 円/日 (希望者のみ)		
※連続利用 7 日目以上の休日保育の利用にあたっては、休日一時保育として扱うため、横浜市で定められた申請書を提出していただき、上記の休日一時保育利用料の徴収があります。				

9 支払方法

(1) IC カード決済

ライブカメラ利用料、延長料金、夕食代は月末締め翌月初（5 日まで）に支払い
※ライブカメラをご利用の場合、月初登園日にお申し出ください
休日一時保育料は、利用当日分を降園時に徴収いたします。

(2) ゆうちょ銀行より自動払込

給食費は、毎月 10 日（再払込日 20 日）にゆうちょ銀行より自動払込で徴収します
--

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。
--

<保育計画（年間）>

年齢	保育の目標	年間行事予定
0 歳児	基本的信頼関係と愛着の構築	はじめましての会、 七夕、プール開き、なつまつり ハロウィン、運動会、クリスマスお楽しみ会 節分、ひなまつり、卒園式 遠足(年 2 回、親子遠足・クラス遠足)
1 歳児	自我の芽生えと自己要求の表現	
2 歳児	達成感を体験し、自主性を大切にする	
3 歳児	基本的生活習慣の獲得と興味関心の追及	
4 歳児	思いやりと探求心の芽生え	
5 歳児	協同と慈しみの気持ちの芽生え	

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0-2 歳児	○	○	○	○	50% (950kcal)
3-5 歳児	○	○	○	○	40% (1,300kcal)

<給食の提供にあたって>

・自園調理・給食だよりで保育園メニューのレシピの提供 ・ピーマンの種取りやトウモロコシの皮むき体験等・給食試食会の開催（年 1 回）

<アレルギー対応について>

当園は横浜市の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り適切な対応を努めます。

・生活管理指導表による情報共有、代替食の提供、アレルギー対応の相談等

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

入園のしおり、保育認定証/支給認定決定通知書（写）、母子手帳、保険証情報および乳児医療証の写し、重要事項説明書、児童票、パーソナルカード、健康診断書、生活指導票、自動払込利用申込書（必要な方のみ）、災害時引き渡しカード、就労申告書 休日保育を利用する方は①休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書②休日利用登録申請書 ③休日就労証明書④児童状況確認書の 4 つの書類もご用意ください

(2) 毎日持参いただくもの

着替え、オムツ、水筒(1～5 歳児)、バスタオル(週 1 回) 全てのものに記名をお願いします

(3) 服装について

・動きやすく、脱ぎしやすい服装・靴、・ひもやフードなどの引っかかりやすい服は避けるようにしてください。全てのものに記名をお願いします。記名の仕方に指定はありません

(4) その他ご用意いただくもの

季節物品等のご用意もお願いすることがあります。随時お知らせいたします

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

交通事故や近隣の生活環境の妨げにならないようご注意ください
体調や機嫌に変化がある場合はスタッフへお知らせください

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

交通事故や近隣の生活環境の妨げにならないようご注意ください
特に車ご利用の方の路上駐車はご遠慮ください
園での生活における体調の変化や怪我があった場合には、連絡帳に記入すること及び、送迎時に保護者へお伝えしますので、経過観察等の体調管理について、ご協力ください

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください
コドモンアプリやお迎えの時間を使ってお子さまの様子をお伝えします

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	年2回	歯科健診	全園児	年2回
尿検査	3-5園児	年1回	視聴覚検査	3歳児	1回

(2) 健康管理、病気のときの対応

発熱していたり、感染症の罹患が疑われる場合などはお子さんをお預かりできません。
また、保育中に発熱や健康上の懸念があった場合は、保護者緊急連絡先に連絡してお迎えに来ていただくようお願いします。利用園児がウィルス性の感染症を患った場合は、医師による登園許可証の発行を受けてから再登園できます。
お薬については、原則お預かりしておりません。やむを得ない事情により投薬を希望される場合は、与薬依頼票の提出が必要になりますので施設長または看護師までご相談ください。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・季節に合わせ適切な室温（夏期26～28℃・冬期20～23℃）の保持と換気
- ・タオル、コップなどの日用品は個人用とし、貸し借りのないにする
- ・感染症が発生した場合玄関の掲示板に記載

17 障害児保育について

ひとりひとりの障害の状態を把握し、他の子どもとの生活を通して共に成長できるように配慮します。また、子どもの状況について、家庭との相互理解を深め、専門機関と連携して保育を支援する。保育の展開にあたっては日々の状態によって、柔軟に保育し、職員間の連携体制の中、十分な個別的なかわりができるように配慮します。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

専任スタッフを配置し、医療的ケアや保健業務に専念できる体制を整備し、医療機関・専門機関・保護者との連携をして適切に対応するように留意します。担当する保育士と医療的ケアをするスタッフとが協力して十分な保育支援ができるように心がけます。

19 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、次の措置を講じています。

- (1) 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課、児童相談所など、適切な機関に通告します
- (2) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (3) 虐待防止マニュアルの作成、運用

20 嘱託医

医療機関の名称	東戸塚子ども発達クリニック	所在地	戸塚区川上町 88-18-2 階
医院長名	小澤 武司	電話番号	045-828-2800

医療機関の名称	南の街歯科クリニック	所在地	戸塚区品濃町515-1 南の街3-109
医院長名	猪又 俊之	電話番号	045-821-7230

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地 域 防 災 拠 点	広域避難場所	その他避難場所
川 上 小 学 校	戸塚カントリークラブ一帯	前田町第三公園

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先> 戸塚警察署 045-862-0110 戸塚消防署 045-881-0119

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	施設長または保育士を防火管理者に定めます。
消防計画届出年月日	27年4月1日
避難訓練	避難訓練 月1回実施、引き取り訓練・不審者訓練 年1回実施
防災設備	火災警報器、煙感知器、熱感知器、非常口灯を設置

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類：賠償保険	保健の内容 1事故につき5億円（1人につき1億円）
傷害保険に加入しています。保育園の送迎時における保護者が管轄しているときの怪我の治療および保育園の保育中に発生した怪我に起因する通院費用（実費）の一部を保証できます。	
日本スポーツ災害共済給付契約	

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	保育士等の自己評価に基づき全員で話し合う。 年1回、自己評価を実施し、園内に掲示
外部評価	実施方法：第三者評価を受審 公表先：かながわ福祉サービス第三者評価推進機構ホームページ

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者氏名	電話	045-410-6690	担当保育士
相談・苦情解決責任者氏名	電話	045-410-6690	（施設長）林 絵理香
園外 相談・苦情受付担当者	はぐはぐキッズ株式会社 代表取締役		小西 由美枝 （070-6566-0882）
	株式会社ココロラボ 代表取締役		澤井 優嘉 （03-3721-8391）
受付方法	面接・文書・電話・Emailなどの方法で相談・苦情を受付けます。		
e-mail	uminokuni-totsuka@soranothane.com		

27 地域の育児支援について

・休日保育の実施 ・一時保育の実施 ・行事への参加案内

28 その他保護者に説明すべき事項は、入園のしおりに記載しております。

私は、本書面および入園のしおりに基づき、うみのくに保育園とつかの利用に関し重要事項の説明を受け同意しましたので、下の欄に署名致します。

令和 年 月 日

児童氏名	保護者住所
保護者氏名（母）： 印	保護者氏名（父）： 印

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書および入園のしおりの説明を行いました。

株式会社 空のはね 代表取締役 田中 章生 印	代行者による場合 林 絵理香 印
-------------------------------	------------------------